

第1表

4 港港南中第596号

令和5年2月21日

港区教育委員会 様

学校名 港区立港南中学校

校長名 佐々木 希久子

令和5年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

1 特別支援教室の教育目標

将来の自立と社会参加を目指し、一人一人が抱える学習上・行動上での困難を改善・克服し、学力や集団適応能力の伸長を目指した教育を推進する。そのため、次の目標の達成に努める。

- (1) 基本的な生活習慣を養い、体力の向上と心身の健康と保持・増進を図る。
- (2) 豊かな情操や人間関係を育て、他を重んじ協力する心を養う。
- (3) 基礎・基本的な知識・技能を習得・活用し、深く考える態度を育てる。
- (4) 豊かな人間関係を築き、自立し、社会に参加する資質・能力を育てる。
- (5) 防災に対する意識を高め、自助、共助の態度を育てる。

2 教育目標を達成するための基本方針

共生社会の実現に向け、障害のある生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成する。

- (1) 自他を慈しみ、生命を尊重することをはじめ、自立心、責任感、思いやり等、豊かな心を育む教育を推進する。
- (2) 自己理解、他者理解を通して、温かい人間関係の構築や集団及び個々の資質の向上を図る。
- (3) 個々の実態を把握し、保護者と協力して、個別指導計画及び個別の教育支援計画を作成する。ねらいに合わせ、指導内容・方法、教材教具を工夫・改善し、分かりやすい授業を通して、確かな学力の定着を図る。
- (4) 生涯学習の基礎としての健康増進・体力向上、安全に対する意識の高揚を図るため、心身の健康・体力づくり、安全教育の充実を図る。
- (5) 自立活動を通して、障害による困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和のとれた発達に向けた基盤を培う。
- (6) 巡回指導教員や特別支援教室専門員、臨床発達心理士等と連携を図り、生徒の特性を踏まえた教室環境の改善や指導の工夫を図る。

3 指導の重点

自立活動 個々の障害の状態に応じて、自立活動に取り組む。自立活動6区分27項目の指導内容の中から必要とする指導項目を選んで指導を行う。

4 その他の配慮事項

- (1) 一人一人障害の状態や程度が異なるため、基本的には指導形態は個に応じた指導を行う。したがって、コミュニケーション能力を養う場合、在籍学級での集団活動への参加を促す。
- (2) 指導時間は障害の状態や程度に応じて、週1～2単位時間程度とする。
- (3) 個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づいて、在籍学級担任が、必要な事項を指導要録の総合所見及び指導上参考となる諸事項に記述する。
- (4) 特別支援教室と在籍学級との連携をより深め、在籍学級での生活・交流の改善を図るために、通室している生徒の在籍学級を訪問するなどして、在籍学級での指導を支援する。